

令和8年度横浜市職員（社会人） 採用試験【春実施枠】 受験案内

令和8年3月
横浜市人事委員会

募集職種：事務、土木、建築、機械、電気

※1964年（昭和39年）4月2日から1996年（平成8年）4月1日までに出生した人が対象です。

◆ 申込受付期間 ※インターネット受付

令和8年3月2日（月）午前10時00分～3月16日（月）午前10時00分

※ 令和8年3月16日（月）午前10時00分までに「令和8年度横浜市職員採用試験・選考専用サイト（以下「専用サイト」という。）」に到達したもので有効。

※ 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されるため、余裕を持って申し込んでください。
いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

◆ 第一次試験（適性検査（SPI3））

令和8年3月18日（水）～3月31日（火）のうち、各受験者が選択する日に受検

試験場所：各受験者が選択する会場（リアル会場又は自宅等のオンライン会場<P.8参照>）

※ 適性検査（SPI3）はテストセンター方式で実施します。予約が混みあうことが予想されますので、十分に余裕を持って申込みを行ってください。いかなる場合も、期日を過ぎてからの受検はできません。

※ 前回結果を送信する場合は、令和8年3月31日（火）午後11時59分までに送信を完了するようにしてください。

◆ 最終合格発表（予定）

事務：令和8年5月29日（金） 事務以外：令和8年5月20日（水）

◆ 採用予定日

事務：令和8年10月1日（木） 事務以外：令和9年4月1日（木）

※ 採用時期は原則です。状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。

◆注意事項◆

※1 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。

ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

※2 採用試験の申込み（エントリーシート提出）が完了した場合、申込みを取り下げることができません。

そのため、※1のとおり当該年度に横浜市人事委員会が実施する他の試験への申込みはできなくなります。（重複して受験可能な選考を除く。）

【今年度の主な変更点】次ページを確認してください。

令和8年度横浜市職員（社会人）採用試験【春実施枠】 今年度の主な変更点

事務区分の年齢要件の変更

事務区分において、年齢要件を変更します。

令和8年度（新）	令和7年度（旧）
31歳から 62歳まで	31歳から 40歳まで

- ※ 年齢については令和9年4月1日時点のものです。
- ※ 詳細はP.4を確認してください。

事務区分の採用予定日の変更

事務区分の採用予定日を試験実施年度の10月1日に変更します。

なお、事務区分以外は、採用時期に変更はありません。

	令和8年度（新）	令和7年度（旧）
事務区分	令和8年10月1日採用	試験実施翌年度の4月1日採用
事務区分以外	令和9年4月1日採用（変更なし）	

- ※ 採用時期は原則です。状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- ※ 秋に実施予定の社会人採用試験については、原則、令和9年4月1日採用となります。
- ※ 同一年度に社会人採用試験【春実施枠】と社会人採用試験を併願することはできません。
- ※ 詳細はP.14を確認してください。

【採用までの流れ（参考）】

	令和8年 3月	5月	8月	10月1日	12月	令和9年 4月1日
社会人採用試験 【春実施枠】	申込開始	合格発表		採用		
社会人採用試験			申込開始		合格発表	採用

1 試験区分、採用予定数及び職務概要

試験区分	採用予定数	職務概要
事務	20人程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。
土木	数人	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的業務に従事します。
建築	数人	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
機械	10人程度	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの機械設備について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
電気	数人	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの電気設備（主に強電）について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。

※ 配属にあたっては能力、適性、実績を活かして幅広い分野の職場へ配属される可能性があります。

※ 採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

※ 外国籍の方は、P.14を参照してください。

【注意事項】

- (1) 機械、電気以外の職種も交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) **複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最初に登録したアカウントからの申込内容を有効とします。）。**

2 受験資格

- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を辞退したものとして扱います。また、最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ◆ 本試験に申込みをした人は、試験区分や受験の有無に関わらず、令和8年度に横浜市人事委員会が実施するその他の採用試験に申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

(1) 全区分共通

ア 年齢要件等

試験区分	年齢要件	国籍	その他 ※最終合格発表後、受験資格が確認できる次の書類を提出できる人
事務	1964年（昭和39年）4月2日から1996年（平成8年）4月1日までに出生した人	問いません	・ 職歴証明書
土木、機械、電気			・ 職歴証明書 ・ 一級建築士免許証明書の写し
建築			

※ なお、勤務・活動経験及び免許取得の証明（建築区分のみ）ができなかった場合は、採用することができません。

イ 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。

(ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(イ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

試験区分ごとの詳しい受験資格などは、P.5で確認してください。

(2) 試験区分ごとの受験資格

ア 事務、土木、機械、電気

(1) 又は(2)に該当する人

(1) 民間企業等における職務経験を 2019 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの間に **5 年以上** 有する人

【職務経験について】

・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。

・「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で週 30 時間以上（休憩時間を除く。）かつ 1 年以上継続している勤務の経験が、通算で 5 年以上あることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします）。

※ 雇用期間中に、雇用主から給与が支払われている期間のみを職務経験とします。

(2) 青年海外協力隊員等としての活動経験を 2019 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの間に **2 年以上** 有する人

【活動経験について】

・「青年海外協力隊員等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。

・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

イ 建築

(1) 又は(2)に該当する人

(1) 一級建築士の免許を申込締切までに取得（見込み不可。）し、かつ、民間企業等における職務経験を 2019 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの間に **5 年以上** 有する人

【職務経験について】

・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。

・「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で週 30 時間以上（休憩時間を除く。）かつ 1 年以上継続している勤務経験が、通算で 5 年以上あることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

※ 雇用期間中に、雇用主から給与が支払われている期間のみを職務経験とします。

(2) 一級建築士の免許を申込締切までに取得（見込み不可。）し、かつ、青年海外協力隊員等としての活動経験を 2019 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの間に **2 年以上** 有する人

【活動経験について】

・「青年海外協力隊員等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。

・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。

エントリーシートを入力する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

専用サイトに記載されている「よくある質問」も併せて必ず確認してください。

それ以外の不明な点は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。

① 受験資格算入期間・・・2019年3月1日から2026年2月28日まで

- ・受験資格算入期間は直近7年（2019年3月1日から2026年2月28日まで）です。この期間外の経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ・育児・介護休業、産前産後の休業期間の取扱いについては、②を参照してください。

② 継続勤務・活動要件・・・それぞれの企業・団体等において週30時間以上（休憩時間を除く。）かつ1年以上継続している勤務・活動又は青年海外協力隊など海外での国際貢献活動として2年以上継続している活動

【年数計算の方法】

・年数は、勤務・活動を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。

（例）2022. 2. 1～2023. 1. 31 → 1年 2021. 9. 7～2024. 9. 6 → 3年

・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。

（例）2019. 4. 16～2025. 3. 15 → 5年11月

※ 起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。

（例）2020. 7. 31～2024. 2. 29 → 3年7月

・勤務・活動を終了した月において応当日前日より前に勤務・活動が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。

（例）2022. 10. 30～2025. 5. 23…2年6月+24日 → 2年6月

2020. 8. 2～2025. 5. 31…4年9月+30日 → 4年10月

【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】

〈育児・介護休業〉

2019年3月1日から2026年2月28日までの間に育児・介護休業を取得した期間がある場合は、2026年2月28日までに休業前と同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。

なお、休業期間がある場合は、必ずエントリーシートの指定の入力欄に入力してください。

〈産前産後の休業〉

産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間を職務経験に含めることができます。

※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

【受験資格の参入について】

1年未満の職務経験（青年海外協力隊など海外での国際貢献活動に従事した経験の場合は2年未満の活動経験）は、受験資格として算入できません。

（例）2022. 8. 1～2023. 6. 30…0年11月 → 0年

ただし、同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

・2019年2月28日以前から1年以上継続している勤務・活動については、2019年3月1日以降の期間に限り職務経験に算入することができます。

（例）2015. 4. 1～2020. 12. 31の勤務・活動 → 2019. 3. 1～2020. 12. 31の1年10月を職務経験に算入可。

・連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように入力してください（次頁エントリーシート入力例参照）。

・同じ企業・団体等の勤務・活動の中に1月以上の無給の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。

・出向等の期間がある場合、期間及び出向先が分かるように記載してください（次頁エントリーシート入力例参照）。

・雇用期間中に、雇用主から給与が支払われている期間のみを職務経験とします。

③ 職務・活動経験年数要件…①・②を満たす職務・活動経験を通算したとき、
民間企業等での職務経験：5年以上 又は 国際貢献活動経験：2年以上

(例1) A社：2011.1.1～2020.2.29…1年0月 B社：2020.3.1～2024.6.30…4年4月
1年0月+4年4月 → 5年4月 (※下記エントリーシート入力例1参照)

(例2) A社：2013.2.7～2022.5.6 (受験資格参入期間中に無給の休業期間2月)
…3年0月 (無給の休業期間2月は職務経験に含まない)
B社：2022.12.1～2026.2.28…3年3月
3年0月+3年3月 → 6年3月 (※下記エントリーシート入力例2参照)

(例3) A社：2017.1.1～2025.2.28 (2年間の育児休業を1回、1年間の育児休業を1回取得。休業取得後復職あり)
…6年0月 (育児休業取得後に同一企業等に復職しているため、休業期間を受験資格該当職務経験として通算可能)
→ 6年0月 (※下記エントリーシート入力例3参照)

【エントリーシート入力例1】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2011年1月1日から 2020年2月29日まで	9年2月	1年0月	(株) A社 (2016.8.1～2019.2.28 〇〇商会(株)に出向)	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。出向先では財務諸表の作成に携わった。	正社員
2020年3月1日から 2024年6月30日まで	4年4月	4年4月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		5年4月	← 2019年3月1日から2026年2月28日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

【エントリーシート入力例2】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2013年2月7日から 2022年5月6日まで	9年3月	3年0月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
2022年12月1日から 2026年2月28日まで	3年3月	3年3月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		6年3月	← 2019年3月1日から2026年2月28日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	2020年10月1日から 2020年11月30日まで	0年2月	病気休業

【エントリーシート入力例3】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2017年1月1日から 2025年2月28日まで	8年2月	6年0月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		6年0月	← 2019年3月1日から2026年2月28日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	2019年10月1日から 2021年9月30日まで	2年0月	育児休業
2	2023年6月1日から 2024年5月31日まで	1年0月	育児休業

3 試験の日時、会場及び合格発表

- ◆ 日程は予定のため、変更する可能性があります。
- ◆ 第二次試験以降の日時の変更は受け付けることができません。
- ◆ 合格者の決定及び配点については、P. 13 を確認してください。

(1) 事務

	日 時	合格発表日
第一次試験	適性検査（SPI3）〈テストセンター方式〉 3月18日（水）～3月31日（火）のうち各受験者が選択する日	4月10日（金） 午前10時
第二次試験	プレゼンテーション 4月18日（土）、19日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定 ※ 詳細については、P. 11、12 参照。	5月8日（金） 午前10時
第三次試験	面接 5月16日（土）、17日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定	5月29日（金） 午前10時

(2) 土木・建築・機械・電気

	日 時	合格発表日
第一次試験	適性検査（SPI3）〈テストセンター方式〉 3月18日（水）～3月31日（火）のうち各受験者が選択する日	4月10日（金） 午前10時
第二次試験	面接（プレゼンテーションを含む） 4月19日（日）、25日（土）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定 ※ 5分以内のプレゼンテーションを含みます（詳細については、P. 12 参照。）。	5月20日（水） 午前10時

(3) 全区分共通

日時・会場等 詳細	<p><第一次試験> 各受験者が選択した日時、会場 ※ 性格検査と基礎能力検査で異なります。</p> <p>〔性格検査：自宅等 基礎能力検査：テストセンター（リアル会場又はオンライン会場）〕</p> <p><第二次試験以降> 日時等：合格者に専用サイトのマイページ上にて通知します。 会場：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）</p>
合格・不合格 結果通知	<p>すべての試験段階において、合否結果については専用サイトのマイページ上にて通知しますので、必ず確認してください。</p> <p>※ 郵送による通知は行いません。</p>
合格発表方法	<p>合格者の受験番号を横浜市職員採用案内ホームページ（以下「採用案内ホームページ」という。）に1週間掲載します。</p> <p>※ 合否は必ず採用案内ホームページでも確認してください。</p>

4 試験の流れ

手続き・試験の流れ

日付／期間、留意点

採用試験の申込み	<p>プレエントリー</p> <p>【受信】申請受付及びIDパスワード通知メール</p> <p>エントリーシートの提出</p> <p>試験種類選択</p> <p>Step Naviより、エントリーシートを選択 社会人採用試験【春実施枠】：1984年4月2日～1996年4月1日 生まれの方</p> <p>※ 点字受験の希望等、障害等のために受験上の配慮を必要とされる方は、必ず令和8年3月16日（月）午前10時00分までに電話・Eメール等で人事委員会事務局任用課に相談してください。</p>	<p>令和8年3月2日（月）午前10時00分～3月16日（月）午前10時00分</p> <p>※ いかなる場合も、申込期限を過ぎた場合は申込みを受け付けることはできません。 専用サイトのマイページ取得後、Step Navi の案内に従い、エントリーシートを提出してください。 ※ 選択前に必ず年齢要件を確認してください。 採用試験の申込完了後（エントリーシート提出後）は、申込試験の変更はできません。 また、一度申込みをした試験は、申込みを取り下げることはできません。選択の間違いに十分注意してください。（ただし、試験・選考区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能です。）</p>
	<p>受験番号 通知期間</p>	<p>令和8年3月17日（火）～19日（木）</p> <p>※ 受験番号の確認依頼メールが届きます。 (city-yokohama2026@mypage-info.com)よりメールを受信後、マイページへログインし、Message Boxの通知を確認してください。 ※ 必ずメールが受信できるか、あらかじめ設定を確認してください。 ※ 受験番号の通知前でも、令和8年3月18日（水）以降は適性検査（SPI3）の受験が可能です。</p>
第一次試験 〔適性検査（SPI3）〕	<p>【受信】SPI3受験依頼メール</p>	<p>令和8年3月17日（火）</p> <p>(city-yokohama2026@mypage-info.com)よりメールが届きます。メールを受信後、マイページへログインし、内容を確認してください。 ※ 必ずメールが受信できるか、あらかじめ設定を確認してください。</p>
	<p>SPI3受験申込</p>	<p>令和8年3月18日（水）午前0時00分～</p> <p>締切直前は、テストセンターの予約が混みあうことが予想されますので、余裕を持って申込みを行ってください。</p>
	<p>SPI3（性格検査）を自宅等で受験</p>	<p>Step Naviの案内に従い、自宅等のパソコンなどで受験してください。 ※ 基礎能力検査より前に受験をしていただく必要があります。</p>
	<p>SPI3（基礎能力検査）をテストセンター（リアル会場又はオンライン会場）で受験</p>	<p>受験期限：令和8年3月31日（火）まで</p> <p>※ いかなる場合も、受験期限を過ぎた場合は結果を受け付けることはできません。前回結果を送信する場合は令和8年3月31日（火）午後11時59分までに送信を完了するようにしてください。</p>
	<p>第一次試験合格発表・試験日程等通知</p>	<p>令和8年4月10日（金）</p> <p>※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。</p>
第二次試験 （事務）	<p>プレゼンテーション資料提出</p>	<p>提出期限：令和8年4月14日（火）午前10時00分まで</p> <p>※ エントリーシート提出後から提出することが可能です。 ※ 締切後は一切提出することができません。</p>
	<p>プレゼンテーション</p>	<p>令和8年4月18日（土）、19日（日）のうち 人事委員会事務局がいずれか1日を指定</p>
	<p>第二次試験合格発表・試験日程等通知</p>	<p>令和8年5月8日（金）</p> <p>※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。</p>
第二次試験 （事務以外）	<p>プレゼンテーション資料提出</p>	<p>提出期限：令和8年4月14日（火）午前10時00分まで</p> <p>※ エントリーシート提出後から提出することが可能です。 ※ 締切後は一切提出することができません。</p>
	<p>面接（プレゼンテーションを含みます。）</p>	<p>令和8年4月19日（日）、25日（土）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定</p>
	<p>最終合格発表</p>	<p>令和8年5月20日（水）</p> <p>※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。</p>
第三次試験 （事務）	<p>面接</p>	<p>令和8年5月16日（土）、17日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定</p>
	<p>最終合格発表</p>	<p>令和8年5月29日（金）</p> <p>※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。</p>

(1) 申込み

申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みをした場合、最初に登録したアカウントからの申込内容を有効とします。
- ※ 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されます。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも、申込受付期間を過ぎてからの申込みは無効です。

手続きの流れ

プレエントリー	採用試験の申込みを行う前に、専用サイトのプレエントリーを行ってください。 ※ プレエントリーが完了しましたら、申請受付及び ID パスワードの通知メールが届きます。 ※ 専用サイトのプレエントリーの手引きは、採用案内ホームページに掲載していますので、必ず確認してください。
採用試験申込受付及び エントリーシート提出 ※インターネット受付	<u>令和8年3月2日（月）午前10時00分～3月16日（月）午前10時00分</u> Step Navi の案内に従い、専用サイトのマイページ上でエントリーシートの登録をしてください。 ※ <u>試験に申し込む前に年齢要件・受験資格等を確認してください。採用試験の申込み（エントリーシート提出）が完了した場合、申込みを取り下げることができないため、当該年度に横浜市人事委員会が実施する他の試験への申込みはできなくなります。（重複して受験可能な選考を除く。）</u> ※ 試験・選考区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能です。 ※ エントリーシートの提出では、証明写真の登録が必要です。予め御準備の上、エントリーシートの入力をしてください。 ※ <u>登録したエントリーシートの内容は、3月17日（火）以降、閲覧不可となります。必要に応じて印刷、保存する等の対応をしてください。</u>
エントリー登録時証明写真アップロードの規定	・最近6か月以内に撮影した写真にしてください。 ・顔が明確にわかる写真を撮影してください。 ・おひとりで写っている写真を撮影してください。 ・縦：横＝4：3の比率に近い画像を利用してください。 ・アップロードできる画像ファイルは、jpg、jpeg、gif、pngのみです。 ・2MB以下にしてください。 ※ その他の規定については、専用サイトに従ってください。
受験番号の通知	令和8年3月17日（火）～19日（木）の間に受験番号の確認依頼メールが届きます。受信次第、マイページ内の Message Box の通知を確認してください。

(2) 第一次試験：適性検査（SPI3）

第一次試験日	<u>令和8年3月18日（水）～3月31日（火）のうち、各受験者が選択する日</u> ※ 令和8年3月17日（火）にSPI3の受検依頼メールが届きます。受信次第、Step Navi の案内に従い、マイページより受検申込の手続きをしてください。 ※ <u>前回結果を送信する場合は、令和8年3月31日（火）午後11時59分までに送信を完了するようにしてください。</u>
第一次試験場所	各受験者が選択する会場 〔 性格検査：自宅等 基礎能力検査：テストセンター（リアル会場又は自宅等のオンライン会場） 〕

試験の方法、内容等	<p>適性検査【SPI3<性格検査（約30分）、基礎能力検査（約35分）>】 <性格検査> Step Navi の案内に従い、自宅等のパソコンなどで受検してください。 ※ 基礎能力検査より前に受検をしていただく必要があります。 <基礎能力検査（言語能力、非言語能力の測定）※英語除く> テストセンター方式にて行います。 ※ <u>テストセンターの予約は混みあうことが予想されます。必ず期日までに受検ができるよう、十分に余裕を持って申込みを行ってください。いかなる場合でも、期日を過ぎてからの受検はできません。</u></p>
点字受験について	<p>適性検査（SPI3）は、点字での受検が可能です。御希望される場合は、令和8年3月16日（月）午前10時までに電話、Eメール等で横浜市人事委員会事務局任用課に連絡してください。 なお、点字での受検を希望される方については、エントリーシートを提出したあとのテストセンター受検申込は不要です。 試験日：令和8年3月26日（木） 試験場所：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10） ※ 試験日及び試験場所の変更はできません。 <問合せ先> TEL：045(671)3347 Eメールアドレス：ji-ninyo@city.yokohama.lg.jp</p>

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適性検査（SPI3）を受検するためには、採用試験の受験申込みだけでなく、令和8年3月18日（水）以降に適性検査（SPI3）の受験申込みの手続きを行うことが必要です。</u> ・ <u>いかなる場合も、締切を過ぎてからの受付はできません。</u> ・ <u>適性検査（SPI3）受検依頼メール受信用のアドレスに、携帯電話会社が提供するメールアドレスは登録しないでください。適性検査（SPI3）の受検手続きができない可能性があります。</u> ・ 事前に「@mypage-info.com」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。 ・ メールアドレスが正しくないなど、メールが届かず適性検査（SPI3）の受検ができない場合は、採用試験を辞退したものと扱います。 なお、メール不着の際に、横浜市から確認等はいりませんので、申込時に正確に登録していただくようお願いいたします。 ・ 基礎能力検査をオンライン会場（自宅等）で受検される場合は、カメラ付きパソコン環境が必要になります。パソコンの利用環境や注意事項、受検の流れ等については、専用サイトより公表している申込みの手引きで必ず確認してください。 ・ <u>本人以外の者が代理で回答する、回答中に他者から助言を受ける、通信機器を使用する等の不正行為を固く禁じます。万が一、不正行為と認められる行為が判明した場合、以後の試験を受験することはできません。最終合格発表後にこのような行為が判明した場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。</u>
第一次試験合格発表日	令和8年4月10日（金）

(3) 第二次試験

ア 事務区分：プレゼンテーション

第二次試験日	令和8年4月18日（土）、19日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第二次試験場所	横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
試験内容	プレゼンテーション：5分以内（個別形式） プレゼンテーションに対する質疑応答
テーマ	これまでの職務経験等から培った自分の強みを、本市でどのように活かしていきたいか教えてください。（直近5年程度のものに限る。）

プレゼンテーション資料	提出締切 : 令和8年4月14日(火)午前10時00分 エントリーシート提出後から提出することができます。 提出形式など: PDF形式のみ、合計5ページ以下(1ページを2アップ以上とすることは不可、カラー・白黒は問わない)、2MB以下
第二次試験合格発表日	令和8年5月8日(金)

イ 事務区分以外：面接（プレゼンテーションを含む）

第二次試験日	令和8年4月19日(日)、25日(土)のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第二次試験場所	横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)
試験内容	個別面接 (プレゼンテーション(5分以内)及びプレゼンテーションに対する質疑応答を含む)
面接時のプレゼンテーションテーマ	これまでの職務経験等から培った自分の強みを、本市でどのように活かしていきたいか教えてください。(受験する試験区分の専門性に触れながら発表してください。)(直近5年程度のものに限る。)
プレゼンテーション資料	提出締切 : 令和8年4月14日(火)午前10時00分 エントリーシート提出後から提出することができます。 提出形式など: PDF形式のみ、合計5ページ以下(1ページを2アップ以上とすることは不可、カラー・白黒は問わない)、2MB以下
第二次試験合格発表日	令和8年5月20日(水)

注意事項(全区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サイトのマイページ上でプレゼンテーション資料の提出をしてください。 ・プレゼンテーション資料提出の手続きの流れは、専用サイトに掲載しますので必ず確認してください。 ・バージョン等によりシステムで確認できない場合がありますので、<u>必ずPDF形式で提出をしてください。</u>提出形式が異なる場合、資料なしでのプレゼンテーションを行っていただく場合があります。 ・<u>プレゼンテーション資料は、いかなる場合も期限を過ぎてからの提出はできません。</u> ・プレゼンテーション資料の提出をしていない方も受験いただけます。ただし、<u>試験当日の資料持込みはできません</u>(御自身用の資料のみ持込み可とします)。 ・プレゼンテーションの実施において、面接委員の資料は事務局で用意します。また、資料は投影できません。 ・試験日時の変更は受け付けることができません。
-------------	---

(4) 第三次試験：面接 ※事務区分のみ

第三次試験日	令和8年5月16日(土)、17日(日)のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第三次試験受験場所	横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)
試験内容	個別面接
注意事項	試験日時の変更は受け付けることができません。
第三次試験合格発表日	令和8年5月29日(金)

5 試験結果について

専用サイトのマイページ上にて、各試験において全ての科目を受験した人に結果を通知します。

第一次試験	合格者	第二次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、得点及び合格点
第二次試験 (事務区分)	合格者	第三次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
第二次試験 (事務区分以外)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
	不合格者	第二次試験の合格点
第三次試験 (事務区分)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次・第三次試験の得点及び第三次試験の合格点
	不合格者	第三次試験の合格点

※ 合否についての電話等による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

※ 辞退した場合には、それ以前の試験結果を含め、結果の通知は行いません。

※ なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

6 合格者の決定及び配点

(1) 第一次試験の合格者は、適性検査（SPI3）〈基礎能力検査〉の結果により決定します。

※ 性格検査の結果は点数化されません（性格検査の結果は、面接時に参考資料として使用します。）。

(2) 事務区分の第二次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（プレゼンテーション）の結果と総合して決定します。

事務区分の第三次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）及び第二次試験（プレゼンテーション）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接）の結果と総合して決定します。

(3) 事務区分以外の第二次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（面接）の結果と総合して決定します。

(4) どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

		第一次試験	第二次試験		第三次試験	総合点 ^{※1}
		適性検査 (SPI3) 〈基礎能力検査〉 ^{※1}	面接	プレゼン テーション ^{※2}	面接	
事務区分	第一次試験得点	80.0	—	—	—	80.0
	第二次試験得点	20.0	—	200	—	220.0
	第三次試験得点	20.0	—	30	600	650.0
事務区分以外	第一次試験得点	80.0	—	—	—	80.0
	第二次試験得点	20.0	600	—	—	620.0

※1 小数点第二位以下の点数は切り捨てます。

※2 小数点第一位以下の点数は切り捨てます。

7 外国籍職員の担当業務について

外国籍の人が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

(1) 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

ア 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

事務、土木、建築

<代表的な業務の具体例>

- 事務：各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など
- 土木：都市計画決定、開発規制など
- 建築：建築行為の制限など

イ 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

(2) 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の(1)ア、イに該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

8 採用にあたって

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。

(2) 採用の時期は、原則として、事務区分の場合は令和8年10月1日、事務区分以外の場合は令和9年4月1日となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。

(3) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合も含む。）や申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

(4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、こどもと接する業務に従事する可能性のある職種については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため合格から採用までの間に、御自身の戸籍情報をこども家庭庁へ提出していただくことがあります。なお、この結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、採用後の配置について制限がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等が確認された際には、採用されない場合があります。

(6) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。

(7) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。

※ 横浜市の一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。

(8) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、令和8年度においては62歳、令和9年度においては63歳に到達した年度の年度末と定められています。

※ 定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

9 給与

給与月額例（地域手当を含む。）

- ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が6年、青年海外協力隊経験が2年あり、無職の期間2年を経て、採用時の年齢が32歳の場合 →307,052円
- ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 →311,228円
- ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →339,068円

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和8年4月時点の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は357,744円（地域手当を含む）となります。

このほか、扶養親族、通勤状況、住まいの状況などに応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当などが支給されます。

60歳到達後の最初の4月1日以後の給与月額は、それ以前の7割水準となります。（60歳で採用された場合、上記初任給も7割水準となります。）

また、期末・勤勉手当が年2回支給されます。

なお、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

10 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番、遅番、土日祝日勤務、夜間勤務、24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

(3) 受動喫煙防止対策等

横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和8年4月時点のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

11 申込方法

申込方法の詳細は、横浜市職員採用案内ホームページに掲載しますので確認してください。

横浜市職員採用案内ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

横浜市職員採用試験・選考 専用サイト（申込受付フォーム）URL

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2026/>

12 その他

(1) 申込締切後の試験区分の変更は認めません。

(2) 第一次試験について、自宅等で受験される場合はインターネットが使用できるパソコン環境等が必要です。通信料等は自己負担となります。

(3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

- (4) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (5) 試験日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局任用課公式 X でお知らせしますので、確認してください。
- (6) 障害等のために受験上の配慮を必要とされる方は、必ず令和8年3月16日(月)午前10時00分までに電話・Eメール等で人事委員会事務局任用課に相談してください。

13 よくある質問

○採用マイページ、エントリー・ログインについて

▼専用サイトのお問い合わせを確認してください。

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2026/faq/list>



※ 令和8年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイトに関係する事項についての質問は、専用サイト内の「お問い合わせ」を確認してください。それでもわからないことがある場合は、下記お問い合わせフォームから連絡してください。

▼上記専用サイトのお問い合わせでもわからないことがある場合

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2026/contact/guide>

○適性検査（SPI3）の受検申込や予約状況、予約日程変更などについて

提供元の株式会社リクルートマネジメントソリューションズ WEB ページ及びお問い合わせ先を参照してください。

▼よくある質問と回答

https://arorua.net/viva/docs/faq_tc.jsp

<テストセンターに関するお問い合わせ：テストセンターヘルプデスク>
(検査内容に関する質問についてはお答えできません。)

TEL：0570(081)818（受付時間 9:00～18:00/土日祝含む毎日）

【令和7年度実施結果】

▼ホームページの実施状況・結果を確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo/>



【問合せ】

横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045(671)3347 FAX 045(641)2757

▼横浜市職員採用案内ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>



▼令和8年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイト

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2026/>



▼横浜市人事委員会事務局任用課公式 X

@yokohama_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局任用課公式 Instagram

@yokohama_recruit

【求められる職員像<全試験共通>】

ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員

■ヨコハマを愛し

- ・ヨコハマに愛着をもち、市民に貢献する仕事に誇りと熱意を持って行動する。
- ・「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」の実現に向け、一人ひとりが横浜市の代表であるとの意識を持って、横浜の魅力を発信する。

■市民に信頼され

- ・求められる知識や能力を備え、自らの役割と責任を果たす。
- ・市民目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、自らの行動とヨコハマの未来に対する責任を持つ。
- ・多様性を尊重するとともに、社会の要請にこたえるなど、職員行動基準を遵守して、公務員としての自覚を持ち、誠実・公正に行動する。

■自ら考え行動する

- ・一人ひとりの意欲が組織力の向上につながることを認識し、チームで日々の業務に取り組む。
- ・全体最適、協働・共創の姿勢で、多様化・複雑化する行政課題にスピード感を持って果敢に挑戦する。
- ・自らのキャリア形成を考え、時代に応じたスキルや技術の習得に向けて努力を惜しまず、積極的に能力開発を行う。